

熊本県有明海区漁業調整委員会
第503回議事録

令和3年（2021年）5月20日開催

第503回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)5月20日(木) 午後2時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄
西川幸一 平山泉 小森田智大 佐小田眞智子

(欠席委員) 八塚夏樹

(漁業取締事務所) 主任技師 渡辺貴史

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主任技師 諸熊孝典

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針の改正について(諮問)

事務局

定刻になりましたので、第503回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第503回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部、「全漁調連会報」という資料を1部、また、「漁業法等関連法令集」という水色の冊子を1冊お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

改めまして、こんにちは。本日は、足元の悪い中、出席いただき、ありがとうございます。それでは、ただ今から第503回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は木山委員と佐小田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。本日は、知事許可漁業のいかかご漁業、中目流し網漁業、くちぞこ刺し網漁業、たこつぼ漁業、筒漁業及びばいかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、知事許可漁業の仕組みについて、概要を説明させていただきます。

水色の冊子、漁業法関係法令集の付箋①のページをご覧ください。漁業法第57条第1項に「大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されています。只今申し上げた規定中に規則とありますが、この規則が、法令集にあります熊本県漁業

調整規則になります。

熊本県漁業調整規則、以下「規則」と略させていただきますが、規則の付箋②のページをご覧ください。第4条に第1号から第23号までの知事許可漁業を定義しており、今回、諮問する漁業のうち、いかかご漁業は、許可期間の満了に伴い継続して許可を営む要望のあった漁業、中目流し網漁業他4漁業については、新たにこれらの漁業を営みたいという要望があった漁業になります。

付箋③のページをご覧ください。規則第11条第1項に、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。制限措置の内容としては、規則第11条第1項の各号に掲げられており、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格となっています。

また、同条第3項に第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されていますので、今回、要望のあった6つの漁業について諮問させていただいております。

次に、今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。資料の3ページをご覧ください。まず、いかかご漁業から説明いたします。

漁業種類は、いかかご漁業、操業区域及び漁業時期は、次のページの別記1に記載しておりますように、玉名市横島町の地先である有共第8号共同漁業権漁場内が12月15日から翌年5月31日まで、有共第21号共同漁業権漁場内の一部区域が12月15日から翌年4月5日までとなっています。

なお、各共同漁業権漁場の位置につきましては、水色の冊子、法令集の一番上のページに綴じております共同漁業権連絡図でご確認ください。

船舶の総トン数及び推進機関の馬力制限措置は、それぞれは定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は3隻、これは関係漁協への聞き取りにより決定しております。漁業を営む者の資格として玉名市横島町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者、としています。

引き続き資料3ページの下段をご覧ください。許可又は起業の認可

を申請すべき期間は令和3年(2021年)6月3日から令和3年(2021年)6月16日までを予定しています。備考としまして、この公示に係る許可の有効期間は、令和3年(2021年)7月1日から令和4年(2022年)6月30日までとしています。また、備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を記載しています。これまでの許可の条件と同じ内容となっています。いかかご漁業については、以上です。

次に、中目流し網漁業の制限措置になります。資料5ページをご覧ください。表の見方は先ほどのいかかご漁業と同様です。

中目流し網漁業については、2つの制限措置を定める予定としています。

操業区域は有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内と有共第12号及び同第21号共同漁業権漁場内、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力制限措置は、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数はそれぞれ1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年(2021年)6月3日から令和3年(2021年)6月11日までを予定しています。

先ほどの、いかかご漁業は許可の有効期間満了に伴う制限措置の公示であり、許可期間が決まっていることから申請期間を長めに設定しているところですが、新規の許可の要望については、土日祝日を除いて1週間を目安に申請期間を設定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年(2023年)11月30日までとしています。いかかご漁業と許可の有効期間が異なる理由は、漁業種類毎に許可期間を定めているためです。また、許可をするに当たって付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。中目流し網漁業については以上です。

残りのくちぞこ刺し網漁業、たこつば漁業、筒漁業、ばいかご漁業についてはまとめて説明させていただきます。資料6ページから9ページまでをご確認ください。

操業区域は、くちぞこ刺し網、たこつば、筒漁業が、有共第8号共同漁業権漁場内、ばいかご漁業が宇土市網田町地先の有共第19号共同漁業権漁場内となっております。

漁業時期、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、許可又は起業の

認可をすべき船舶の数、漁業を営む者の資格はそれぞれの表のとおりとなっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は中目流し網漁業と同様、令和3年（2021年）6月3日から令和3年（2021年）6月11日までを予定しています。

許可の有効期間についても、中目流し網漁業と同様、それぞれの漁業種類の有効期間に合わせて設定し、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。藤森委員。

藤森委員

あのちょっとお尋ねだけど、今年は21号なんかの免許の切替の年だろうか。

水産振興課

免許は令和5年になります。

藤森委員

令和5年。例えば、知事の許可漁業の中目網で、21号の同意は取れないのか。

水産振興課

操業区域によって変わって参ります。

藤森委員

ちょっと21号は色々あったけど、各許可に対して、例えば、ばいかごにしろ、たこつぼにしろ、いかかごにしろ、中目流し網にしろ、ある程度線引きしないとトラブルになるわけだな。トラブルが。一応、有明21号が同意する場合は、本人達に言っているわけだが。それで同意を出すわけ、21号の場合はね。

権利を主張するのであれば、例えば、なんでも切っていいのだとか、これはこの前来たのはだれだったかな。許可を渡すときに、誰がこういうことをしていけないと言ってくれるのかな。被害者は泣き寝入りしないといけない。ちょっと説明して。

水産振興課

水産振興課です。

中目流し網漁業、5ページを見ていただいて、操業区域は有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内、冊子の最初のページの熊本県共

同漁業権漁場図があります。新しい委員さんもいらっしゃるので説明させていただきます。

今、藤森委員が言われた有明海の真ん中に有共第21号という広い漁場と有共9号、河内の方の地先になるのですが、表の上が、この9号と21号を中目流し網漁業をして良いという許可になり、表の下が12号と21号になり、それぞれ地先の方の管理者がおりまして、有共9号については、河内漁協さん、有共12号については、沖新漁協が主たる管理をされております。有共21号は、荒尾漁協さんから網田漁協さんと有明海の1部会、2部会の漁業協同組合さんが一緒に管理をするという形になります。

ここで、漁業をする場合は、基本的には、その漁場の管理者の承諾を得なければならない。21号も荒尾漁協から網田漁協までの21号管理協議会がありまして、みんなで管理している漁場となりますので、そこで漁業される場合は、承諾を得ておく。21号管理協議会の中で話をしてもらっています。

今回、21号の中目流し網漁業については、先だって、網田漁協さんのちょっと先の21号内で、漁具を少し損傷するような状況がありましたので、その部分を中目流し網漁業については、気を付けて、他の漁業を邪魔しないように、皆さんが使う漁場ですので、ルールを守ってやってきちっとやっていただきたい。我々も指導機関の一つでもあります。有共21号の管理協議会としても指導していただくということで、今のところ進めているところです。

当然ながら、許可を申請する際は、21号の中で了承していただく、また、しっかり指導していただく、ルールを守るように周知いただければと思います。以上です。

藤森委員

はい、その通りです。だから、許可を発行するだけじゃなくて、許可を使うときは、こういうことはしてはいけませんよというルールがあるわけだから、特にこの共同漁業権の場合は、それをお互い守っている中で、今回事故があったわけだから、今言ったわけであって。

我々も21号管理協議会を持っているわけだから、途中で許可を発行する場合は、他漁業に迷惑をかけないように。県の方でも許可を発行する場合は、そういう感覚で発行していただきたい。確か、許可証に書いてあると思うけど。他種漁業に迷惑をかけてはならないと。僕たちも確認をとっていく。以上です。すみません。

議長

はい。他に何かございませんか。木山委員。

木山委員

一つだけお尋ねしたいのですが、有共21号場合であれば、有共21号の中で承諾いただくと思うんですけど、例えば、5ページの中目流し網の場合、有共9号、これは河内漁協だろうと思いますけど、こちらの方も承諾をいただくという内容でしょうか。

水産振興課

有共9号、河内漁協の方で地元調整をとっていただく形で考えております。

木山委員

分かりました。ありがとうございました。

藤森委員

操業区域が有共21号に入れば、21号。

議長

他にございませんか。

他にないようですので、第1号議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

引き続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。

私からは資料10ページ以降の熊本県資源管理方針の改正について、諮問させていただきます。着座にて、説明させていただきます。

まずは、諮問の背景からご説明させていただきます。

この度の漁業法改正により、国は、主要な有用魚種の乱獲を防止するため、漁獲可能量を定め、その対象魚種についても順次拡大していくなど、資源管理体制の強化を行うこととしています。

県では、昨年12月1日付けで「熊本県資源管理方針」を策定し、順次、国が行う対象魚種の追加に応じて、本方針に魚種とその管理方法を追加してきました。

現在、本方針は、「あじ」「いわし」「くろまぐろ」「するめいか」の4魚種を対象に資源管理を行う内容としているところです。

今回は、国で新たに資源管理の対象として「まさば及びごまさば」が追加され、7月1日から資源管理を行うことになりましたので、本県でも本方針にその管理内容を追加する必要があります。今回は、その内容についての諮問となります。

内容について、資料2 1ページの別紙1-6になりますのでご覧ください。

具体的な内容については、第2に示しております。

まずの①の対象となる海域ですが、まさば及びごまさばの採捕を行う水域、全域となります。

続きまして、②の対象の漁業種類ですが、ア～エに中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業、定置漁業を定めています。

また、オにおいて、その他の漁業を定めることで、これまでの「まあじ」や「まいわし」と同様に、もし水揚げがあった場合は、全ての漁業種類で漁獲量報告をいただきます

③の漁獲可能期間は、周年となっております。

報告のタイミングについては、中段(2)に記載しておりますが、陸揚げした日の翌月の10日までとしておりますので、初回は8月10日までに報告していただくこととなります。

本県の漁獲可能量についてですが、「まさば及びごまさば」については、「漁獲量は現行水準の漁獲量を増加させない管理」と予定されており、具体的な数量による管理はありません。

第4では、漁獲可能量による管理以外の資源管理として、船舶や漁具の数を示しています。この数については、現行の許可又は漁業権免許の数としておりますので、現在許可等を持っている漁業者は、これまでどおりの操業が可能になるようにしています。

水産振興課からの説明は以上です。

なお、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任いただきますよう、併せてお願いしたいと思います。

御審議のほどお願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

ないということですので、第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。どうぞ。

浜口委員

あさり養殖のことなんですけど、天然からの。アサリ養殖は免許がいるとなっていますが、各漁協申請を今やっているとしますけど。今、どういうふうになっているか、御説明をお願いいたします。

議長

事務局からお願いします。

水産振興課

水産振興課です。まず、漁業権の免許のことからご説明させていただきます。初めての方もいらっしゃると思いますので。

先程、言いましたとおり、次の免許について、海面は令和5年9月、内水面の方は、令和6年の1月に切替という形になります。

免許切替とは、更新ではなく、新たにもう一回やるという形になります。

次の切替は、令和5年の9月ということで、区画漁業権でアサリの養殖を営む場合は、免許に基づかなければなりませんと、漁業法の中にきちっとうたっています。

共同漁業権は10年に1回、区画漁業権は5年に1回の切替になりまして、今度は共同漁業権と区画漁業権併せた形での免許になります。

5年に1回の切替ということで、基本的にこれまで、短期免許はありますが、5年と5年の間は全く免許しないというのが、県のスタンスです。

免許をするには、非常に多くの手続があるため、あらかじめ5年を見越して、きちっと計画を立てて下さいということで、免許しますから、短期免許はしないというのが、県の基本的なスタンスではありますが、ただ、熊本県の場合は、全国で唯一、特別養殖承認制度、試

験的な養殖ができるような制度を持っておりまして、新しい魚種や色々な手法での取組みをする中で、そういう制度を持っているだけに、やはり、免許と免許の間に1回くらいは、今後、必要に応じて短期免許をしていかないといけないのではないかとこのように思っています。

基本的に特別養殖承認制度については、今度の漁業法で、販売してはならないという形の制度になっておりまして、特別養殖をする際には、試験的なものとして、市場調査とかはできますけど、民間と同じように売りますよというものについては、漁業法上免許に基づかないといけないという形になっており、漁業法を超えた承認はできないということで、売ることはできない。基本的には、普通の販売という形式は取れないという形になっております。

あさりの養殖につきましては、通常、地まき式養殖、区画を決めなくてあさりをばらまく養殖、あさり地まき式養殖というものがあまして、種類別でいうと、第3種区画という形になります。

もう一つ、かごとか魚類養殖とか、枠を決めたやり方の場合は、第1種区画漁業権という形になります。

今、あさりの資源が減っている状況の中で、漁協や漁業者の方々が一生涯懸命あさりを増やそうと頑張っていると思います。

その中で、やり方によって1種区画になったり、3種区画になったりしますので、どのような方法をとられるかによって免許の仕方が変わってくると思います。いきなり免許ということであれば、しかるべき措置、委員会を通して、免許ということになりますけれども、まだ、試験的な要素が大きい場合とか、まだ販売の形までいっていない、試行錯誤の段階でありますよということであれば、特別養殖という形で進めていくのだらうと思います。

については、漁業者と漁協におかれましては、各広域本部水産課に水産の技術職員がおりますので、その職員と一緒に協力しながら、制度ややり方も含めてやっていただきたいと、お話をしているところです。

今、免許については、現場の方では、試行錯誤されていると思いますので、必要に応じて免許になるかもしれませんし、場合によっては、本県独自の制度である特別養殖という形であさりの試験養殖に取り組んでもらう形にならうかと思っております。

今、皆さんが一生涯懸命やられている最中ですので、是非、漁業者さんの方には、広域本部の水産課と協力しながら、進めていってもらうようにしているところです。以上です。

議長 浜口委員。いいですか。

浜口委員 はい。

議長 他にありませんか。

浜口委員 別の問題でよろしいでしょうか。今回、海区漁業調整委員会の委員が代わってしまったものですから。海区漁業調整委員会の委員は、熊本県全体の水産業を考えてやるということで、私ちょっと質問させてもらいたいのですけど。

私は、色々な会合の中で、うちはいかかご漁をやっているんですけど、近年ほとんど獲れない。今年も本当にもう哀れなくらい獲れない、もう、生活なんかできないくらい。

藤森委員 いかかごですか。

浜口委員 いかかごで獲れない。いかの生態はこれはもうわかっています。

一年物で、有明海で卵を産んで、ふ化したら、必ず東シナ海に出て、そこで大きくなって、3月くらいからのぼりいかということで、有明海に入ってくるというのが、いかの、うちで獲っているいかの習性なんですよ。

ところが、ご存じのように、私がいつも言っているのは、イルカが有明海の入り口で全部食ってしまっているじゃないかと。イルカウォッチングは今もう右肩上がりで盛んですよ。ところが、うちのいかかご漁の生産量というのは、反比例ですよ。

ウォッチングが右肩上がりでいけば、うちのいかかご漁は、全部右肩下がり。これは、ちゃんと統計で出せば、すぐわかることです。

そこで、私、よく、イルカをどがんかせいと言っているんですけども、熊本県の回答としてはですね、私直接聞いていないんですけど、「イルカの影響はほとんどありませんよ。」という回答なんです。他から聞いたとろですね。

確かに昔、学術的には、天草にはミナミバンドウイルカが、昔からある程度そこに住み着いているイルカがいるわけですよ。それは否定しませんけど。

しかし、近年のイルカウォッチングのイルカの頭数というのは、も

う、漁港を出たら30分もしないうちにイルカが、ワーッと出てくる。相当な数がいるわけですよ。

だから、ぜひそれをですね、私はよく、NHKでやっている自然の番組をよく見るんですけど。一回ですね、イルカウォッチングをNHKで一回放送したときにですね、どんどん食っているわけですよ。いかはあれだったんですけど。貝とかそういうのをどんどん食べているわけですよ。その映像があるわけです。

そういうことですね、資源管理ということですね、熊本県は色んなことをやられますけど、そっちの方の資源管理もイルカとそして、有明海に住む魚の因果関係と言いますか、それは、ぜひ、私は科学的に調べてほしいなど。そういうことをぜひ、海区調整委員会の中でぜひお願いしたい。

一番最盛期と今はですね、もう10分の1くらいに減っている、いかなの数というのが。先程申しましたように、いかは一年物ですから、ちょっと手を加えてやれば、もうあとは、ぱっと増えるんですよ。ところが、今は全然獲れない。努力はしてるんですよ。ちゃんとしたいかの産卵漁場を作ったりとか。そういった努力は、生産者はもうずっとやっています。しかし、全然効果がないと。

ということで、ぜひ、いかと、いかだけでなく、有明海に住む魚とイルカの因果関係をぜひ調べてほしいと。今は、水中カメラとか色々あるからできないことないんですよ。それをぜひお願いしたいと思います。

そして、二点目として、あさりの話が出ましたけれども、あさりはやはり、カモの被害とか、エイの被害とかありますけれども、これは、ただ言うばかりであって、皆さん方、中々、実態として見ないものですから。ぜひ、これも、ある程度の資金を突っ込んでいただいて、それで、はっきりこういう食害があるんだということをぜひ、やってほしいなど。以上でございます。

議長

はい。事務局の方からどうぞ。

水産振興課

水産振興課でございます。ただ今の御意見につきましては、有明海区漁業調整委員会の委員さんの御意見と御要望ということで、きちっと記録に残してですね、しかるべき対応を我々も含めてですね、承るという形としたいと思っておりますので。ここで、すぐにこうしますという回答ができませんことをご了解いただければと思います。

浜口委員

宜しく願いいたします。

議長

他に何かございませんか。はい、どうぞ。

平山委員

あさりの保護区の考え方を聞かせてください。

緑川河口域では、あさりの保護区ということで、一定区画にあさりを入れて、まあ、適切な時間を経過させた後、まあ、産卵が終わった後は、その漁場を開放したりして、漁業者の皆さんに採捕していただいているという実態があるかと思えますけど、こういう保護区については、免許上はどのようにお考えなのかを聞かせてください。

議長

はい、事務局。

藤森委員

保護区の場合は任意だから。免許じゃないから、勘違いしないように。免許はあくまでも第3種区画漁業権での免許。保護区は隣接する組合と話し合っ作るのが保護区。だから、誰でも獲りに行こうと思えば獲りに行けるんですよ。第3種区画漁業権の場合は、免許だから、これは窃盗罪が成立するわけですよ、窃盗罪が。

保護区の場合は、組合が独自にする任意の場所だから、よそから獲りに来ても窃盗罪が成立せんわけですよ。だから、それだけの縛りがないわけですよ、保護区の場合は。

だから、先程話があったのは、あさりの第3種区画漁業権の免許が欲しいとっているわけでしょ。保護区は自分のところの組合で作れるわけですよ。

平山委員

特養でできないのかなあと思ったわけですよ。販売はしないわけでしょ。それで、なおかつ、一定区域を占有して守れるわけでしょ。

藤森委員

区画漁業権の養殖であっても、保護区であっても、販売しないというのは、ありえないわけだから。あくまでも漁業者というのは、そこで育てて、そして販売するわけだから。特養をどこまで定義づけるかが問題であって。先程の話では、販売できないという話だけど、何のための区画漁業権なのかという話になる。皆養殖場を持っている人は、蓄養もしくは、育てて販売しているわけだから。

おそらく、熊本県内であさりの第3種区画漁業権を持っているのは、

海路口漁協、川口漁協、住吉漁協の3つしかないわけだから。これは、あくまでも個人に与えられた権利であるから。保護区は組合がするけど、第3種区画漁業権は、個人に与えられた免許であること。

だから、簡単に言うけど、難しい、これは。できるものかどうか、今の水産庁の考えの中で。水産庁は、第3種区画漁業権をなくそうと思っているわけだから、考え方としては、今は知らないけど。本当に機能しているのかという話になる、特に共同漁業権の場合はですね。

だから、保護区というのは、組合が自分のとことで定めた。

平山委員

だからですね。保護区という形であさりを守っているが、さっきのお話では排除できないということですから、よそから獲りに来る人に対しては。

だけど、特養なりで、販売を目的とせずに、一定区画をすれば、排他的に来るなといわれるのかなと思って。だから、保護区の考えなら、特養で良いのではないかなと思って。

藤森委員

保護区の考えであればということね。

議長

これに対して、事務局何かありますか。

水産振興課

水産振興課です。正しい回答ができるかわかりませんが。

まず、熊本県漁業調整規則の中に保護水面というものがありまして、玉名市の高道の地先であさりの保護をしていますという形になりますが、それとは、違う意味での保護区に関する御質問だということで、回答したいと思います。

基本的には、各共同漁業権漁場、いわゆる先程の地図でいうと、21号の方にはあさりはないので、地先の方の有共第1号から有共第20号までがあります、有明海の方ですけど。ここには、共同漁業権魚種という形で、あさりとかはまぐりとか、必要に応じて定めがあつて、その魚種ごとに各地先の人達が、責任を持って管理しますということで、県が漁場計画を立てて、それぞれの漁協さんに免許しているという形になります。

その中で、共同漁業権漁業として、あさりを管理する中で、増殖や保護をするということは、漁協さんの責任において、実施していただくということで、お願いしております。

平山委員が言われるように、第3種区画のような形の特別養殖がで

きないかという形で、できないのかということですけど。あさりには、養殖の話と増殖の話がありますので。先程の話は、あくまで養殖ということで、小さい貝を自分たちで、何とか人工種苗を含めて手配して、養殖して、育てていくという話です。

平山委員がおっしゃったのは、そこに立っているあさをちゃんと養殖に準じた形で保護していく、それを3種区画のような形で養殖をやって資源を増やしたらどうだというようなご意見だったと思いますが、そこを養殖とみなすのかということについては、やり方によって違ってくると思います。

今のやり方では、各漁協さんが増殖、いわゆる母貝団地造成とか、親貝とか稚貝をとらないとか、地先の方で管理する、自分たちがここで管理するといった形でされていると思います。新しい漁業法の中には、漁業生産力の発展のための取組みをどのようにするのかということ各漁協さんで計画を立てて下さいとなっていますので、その中で計画を立てて、あさを増やすという方法もあると思います。

御提案は御提案ということで、そういうやり方を含めて、我々も漁協さんも話しながら、進めていかないといけないのかなと思っておりますので、御意見ということで、承りたいと思います。

回答になっているかどうかわかりませんが、それでよろしいでしょうか。

議長

よろしいですかね。

平山委員

はい。

議長

なんかよくわからなくなったな。
他に何かございませんか。

吉本委員

はい。

すみません。今日も雨がしとしと降っておりますけども、養殖だ、蓄養だと言う前に、海が今どのようになっているか。あさを獲る獲らないと言う前に海はどのようになっているのか、僕は気になっているんですけども。

この前の人吉地域の大雨があった時に、私は友人の家が浸水しましたので、泥出しに行きました。そうしたら、床上までいっぱい泥が入ってまして、これは、何日浸かつたねと、聞いたら、一晩で泥で

いっぱいになってしまった。ということで、自然というものは大したものだねと、大変な思いで泥出しながら、ふと、後ろを振り返ってみれば、球磨川は、まだ流木だろうが、泥だろうが、ごみがじゃんじゃん流れていっている。その時、この水は、どこに行くのだろうかと考えたとき、たった一晩のやつが、人間の手に負えないくらいの量が、家の中に詰まっている。この、飽くなき、昼も夜も流れている泥はどこに行くのだろうかと考えたとき、やはり、海にしかいかない。これは、自然の摂理で仕方ないことと思うけれども。

雨が、大雨が降りました、地震が来ました、じゃあ被害の程度はどうですかとしたときに、熊本県の2月の水産基本指針というものがあって、あれを読むと、農業の方は約1,000億、農地の何とかの方が400億、山林の林道が壊れたとか流されたり、ほぼそれだけで1,000億と。水産の方は、あゆの施設が1億1千万、何かよく知りませんが、漁港と漁場の被害は3,000万円。どこから算出したんだろうな。

農家の方は、林道が壊れました、山が壊れました、農地が浸水しましたで、約1,000億近くの被害ですかね、よく覚えておりませんが。ただ、水産になれば、わずかの3,000万。どこ見て言っておられるのだろうか。

それで、お願いがあるのですけれども、さっき水産の方からおっしゃいましたけれども、ここは、有明海区漁業調整委員会です。不知火とは違います。

ついこの間、牛深や不知火の方に行きましたけど、牛深の方は、宮城県からの震災の時の品物が海岸に流れ着いていたと。牛深の品物も宮城まで流れていくと。へーと。韓国からも来るそうです。

じゃあ、有明海の品物は来ないのかと思うと、閉鎖水域だから、よっぽどの風向きがないは限り来ないと。

じゃあ、こういった飽くことなく流れていく、山から流れてくる泥は、どこに行くんだらうかなと。

それで、魚はどこでも泳いでいけます。でも、この二枚貝は泳いで逃げられません。そういう中で、大量の土砂、陸からくれば、それは必然的に誰が見てもわかるだろうと思います。

それで、資格審査がこの前、委員会をしましたけれども、うちは、あさりの県立大学の堤教授のもとで、人工種苗もしております。どこにも頼らないでしている。それはなぜかというと、コストが低いやり方で、漁民が自分たちで作って、コストに合うやり方を何とか見いだせ

ないか、先生の助言のもと、やっております。

今、養殖だ蓄養だという話がありますけれども、種をまいても環境が悪ければ育たないと。まあ、そういった環境ですので、有明海は不知火海と違うというニュアンスのもとに、皆さん審議いただければ助かると思います。

なにかとりとめのない話をしましたけど、宜しくお願ひいたします。

一つ忘れていました。資格審査をしたわけですよね。うちは、事業所得が無認可であります。なぜ、海に行かないのか。海に行っても、あさりやはまぐりが獲れるわけがない。日当にもならないと。行かないのであれば、あなたたちはくびたいと、本当に頭からこう言われました。

自分たちの金にもならない、自分たちで汚した海でもない。自然災害は仕方ないですよね。でも、海に出て、一生懸命獲りたい。でも、その手掛かりがどうにもならない。

言っっては悪いですけど、形式的にあれをやっております、これをやっております、色んな補助金があります。生かさぬように、殺さぬように。日当にはなりそうだけど、本格的に事業として取り組むには少なそうだと。

委員会としてそういう話をして良いのかなと思いますけど、そういうことを心に留めて、現場は困っているんだと、学識の先生方も一つ宜しくお願ひいたします。以上です。

議長

いいですかね。

これで改めまして、第503回有明海漁業調整委員会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。